

宮 剣 連 第 88 号

令和7年7月17日

各市区郡剣道連盟 会長 殿

加盟団体 会長 殿

一般財団法人宮城県剣道連盟

会長 井 上 雅 勝

(公 印 省 略)

ハラスメント撲滅に向けた取り組みについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記について全日本剣道連盟よりハラスメント防止のためのリーフレット「ハラスメント しない！させない！許さない！」の通知が届きました。

全日本剣道連盟 HP または別紙 URL よりダウンロードいただけますので、ぜひご活用ください。

会員の皆様へ周知お願いいたします。

令和7年7月9日

各都道府県剣道連盟会長 各位

ハラスメント撲滅に向けた取り組みについて

公益財団法人全日本剣道連盟
副会長兼専務理事 中谷行道

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、近年、剣道においてハラスメント（暴力、暴言、パワハラ、セクハラ等）による問題が顕在化しています。ハラスメント行為は、被害を受けた人を傷つけ、剣道普及の大きな阻害要因になるものであり、決して許してはなりません。

そこで全日本剣道連盟では、今般下記のとおり、会長がハラスメント撲滅を宣言するとともに、ハラスメント防止のためのリーフレット「ハラスメント しない！させない！許さない！」を作成しました。いずれも全剣連 HP または下記 URL よりダウンロードいただけますので、ぜひご活用ください。

ハラスメント撲滅のためには、剣道に携わる関係者一同がコミュニケーションを図りつつ、その防止に取り組むことが重要です。そのため各団体におかれては、講習会など様々な機会にハラスメント防止について周知徹底をお願いします。全日本剣道連盟としても、必要に応じその取組状況をフォローする所存です。

剣道の指導者をはじめ剣道に携わる全ての皆さんが、これを機に、ハラスメントについての理解を深め、自らがハラスメントを行わない、させない、そして許さない意識を高めていただけるようご尽力をお願い申し上げます。

敬具

記

○公益財団法人全日本剣道連盟会長「ハラスメント撲滅に向けて」

○リーフレット「ハラスメント しない！させない！許さない！」

(URL) <https://www.kendo.or.jp/information/20250625/>

以上

【お問合せ・連絡先】

全日本剣道連盟 総務部 遠藤・鈴木
電話：03-3234-6271

令和7年6月

「ハラスメント撲滅に向けて」

公益財団法人全日本剣道連盟

会長 真砂 威

剣道は、長年にわたり形成され、それぞれの時代に価値を見出し発展してきた貴重な日本の伝統文化である。そして剣道は、その発生から「人が生きていくための指針」として考えられ、優れた全人教育の方法として確立されたものである。「剣の理法の修練による人間形成の道」こそが『剣道の理念』であり、『剣道修練の心構え』には「以って国家社会を愛して広く人類の平和繁栄に寄与せんとする」ことが明記されている。

しかし近年、少子高齢化が進展する一方でスポーツ界におけるハラスメント行為が顕在化し、剣道においても少なくない苦情や訴えが寄せられている。一部の悪しき事例により、それまで先達に培われてきた剣道に対する社会的信頼が崩壊し、剣道人口が激減する事態が懸念される。暴力やパワハラ、セクハラなどの行為は人間の尊厳を否定するものであり、根絶しなければならない。特に、教え子を自死に至らしめたり、熱中症等により命を失わせた不適切な指導は、二度と繰り返されてはならない。

ハラスメントを根絶するために、優位な立場にある指導者は自らの指導が人間形成の道にかなっているか問い続ける必要がある。その指導法については、社会の価値観の変化に応じながら、指導者の剣道観や技量と経験、さらには指導を受ける側の特性や要望を踏まえて行われる必要があり、師弟同行の心構えで修練に臨んで頂きたい。

剣道に関係する皆さんがコミュニケーションを図りつつ、ハラスメントを決して許さない環境づくりを目指すことによってこそ剣道の健全な発展が実現する。全日本剣道連盟は、ハラスメント行為を断じて許さないものである。

以上

あとがき

剣道は、試合あるいは勝つことが最終目的ではありません。伝統的に、師匠が弟子とともに『行ずる』ことにより技術とその精神を教えること（師弟同行）が指導法の真髄とされてきました。指導者は、指導を受ける者の技能の向上や人格の形成に大きな影響を及ぼすことを自覚し、コミュニケーションを大切にしながら指導に当たられますよう宜しくお願い致します。

■ 剣道の理念 ■

「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」

■ 剣道修練の心構え ■

剣道を正しく真剣に学び 心身を錬磨して旺盛なる気力を養い
剣道の特性を通じて礼節をとうとび 信義を重んじ誠を尽して
常に自己の修養に努め 以って国家社会を愛して
広く人類の平和繁栄に 寄与せんとするものである

■ 剣道指導の在り方 ■

（『剣道指導要領』より抜粋）

剣道の指導は、「剣道の理念」と「剣道修練の心構え」を前提として、
「剣道指導の心構え」に基づいてなされなければならない。

全剣連ホームページもご確認ください。



ご相談窓口

☐ 公益財団法人全日本剣道連盟（全日本剣道連盟相談・苦情窓口）

所在地 〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段ビル 2 階

H P <https://www.kendo.or.jp/information/20250625/>

〈相談方法〉メール、ファックス、書面

相談窓口（FAX） 03-3234-6007

相談窓口（メール） kujosodan@kendo.or.jp

利用対象者 剣道・居合道・杖道の指導者等からハラスメントを受けた方

☐ 都道府県剣道連盟 ・各都道府県剣道連盟にもご相談ください。



剣道普及キャラクター
「ふしじ」

パンフレットのデータは
こちらからダウンロード
できます。



“ハラスメント” しない！ させない！ 許さない！



〈公益財団法人 全日本剣道連盟〉

まえがき

近年、スポーツ指導現場においてはハラスメントの相談が増加傾向にあり、全日本剣道連盟（全剣連）が加盟している日本スポーツ協会に寄せられた件数は年々、過去最多を更新しています。剣道界においても、少なくない数の苦情や訴えが寄せられています。

しかし、日本の伝統文化である剣道修練の場においてこそ指導者は自らの立場に謙虚であるべきで、稽古に名を借りて暴力をふるう行為は絶対に許されません。そこで、剣道界におけるハラスメントの防止と一掃に向け、指導者をはじめとする関係者にさらに注意を喚起するためこのリーフレットを作成しました。

全剣連における取組

全剣連では倫理規程および倫理に関するガイドラインを制定し、ハラスメント行為を禁止するとともに社会的な信頼の確保に努めています。そして、倫理規程やガイドラインに違反する行為に対しては、綱紀規則により会員資格の停止・除名や称号段位の返上・剥奪などの処分を行うこともあります。

ハラスメントとは

剣道において一掃すべきハラスメントとは、暴力、暴言、パワハラ、セクハラなど安全・安心に稽古に取り組む環境を悪化させたり、剣道を通じた心身の健全な発達を阻害したりする行為です。これは、剣道の指導者と指導を受ける者の関係だけではなく、子ども同士や保護者など、剣道に係わる誰でも他者との関係の中で起こりえる問題です。特に、剣道において指導者が暴力的な指導を行い、教え子を自死に至らしめた事案や熱中症により命が失われた事件がありました。このように行き過ぎた指導や不適切な指導は、絶対に剣道界から撲滅せねばなりません。



ハラスメントの内容

主なハラスメントを整理して説明するため、ここでは日本
それぞれの概要と許されない事例を紹介します。

スポーツ協会に準じて悪しき行為を次のように分類し、剣道修錬における



暴力

暴力とは、肉体的・精神的に傷つけるような不当な
力を他者の身体に対して及ぼすことです。

剣道指導要領においては、「鍛錬と称して、いたずら
に過度の身体的な負担を強いたり、無謀な体当たり
や組み討ちなどがあってはならない」とされ、『迎え
突き』は厳に慎まなければならない」と明記されてい
ます。



例えば…

「指導者が、指導を受ける者の顔を手で叩いたり、剣
道具の無い部位を竹刀で叩いたりした」
「稽古中に相手の頭を過剰に強く打ったり、悪意のあ
る体当たりをして転倒させたりした」



暴言

暴言とは、他人を傷つける言葉や乱暴な言葉のこと
です。

たとえ師弟関係にあっても、暴言は人格否定につな
がり相手を傷つける行為であり、直接手をあげるよう
な行為でなければ許されるというわけではありませ
ん。



例えば…

「指導者が『のろま、ぶっ殺す』など侮辱的な暴言を吐
き、指導を受ける者が『夜眠れない』などの体調不良
を訴えた」
「道場生が失敗をした際に道場の先生が大声で、『下
手くそ、おまえに剣道は向いてない、やめちまえ』と罵
倒した」



パワハラ (パワー・ハラスメント)

剣道の指導におけるパワハラの要件として、「指導者
が立場の優位性を利用し、適正な範囲を超えた指導
を行い、相手に著しい精神的苦痛を与えて稽古環境
を悪化させること」が挙げられます。

合理的な理由なく身体的能力を超えた過度な稽古を
させること、正当な理由なく稽古から排除すること、
などの行為もパワハラに該当します。

例えば…

「稽古中に気分が悪くなり面を外したいと指導者に
訴えたが認められず、逆に『たるんでいる』と長時間
掛かり稽古をさせられ失神しかけた」
「指導者が感情的になり発声のやり直しを 30 分もさ
せられ、以降、他の子ども達との稽古に参加させても
らえず最後まで一人で素振りをさせられた」



セクハラ、他 (セクシュアル・ハラスメント)、他

セクハラとは、性的な行為や言葉によって相手に不快
感を与えることです。

指導者と指導を受ける者という立場を離れて身勝手な
感情に基づいて行われたり、指導者が立場の違いを
利用して行ったりするケースが見られます。なお、その
行為がセクハラか否かは基本的に受け手側の判断に
よります。

その他のハラスメントとして、差別的指導、プライバシー
の侵害、子ども同士のいじめなどにも注意が必要です。

例えば…

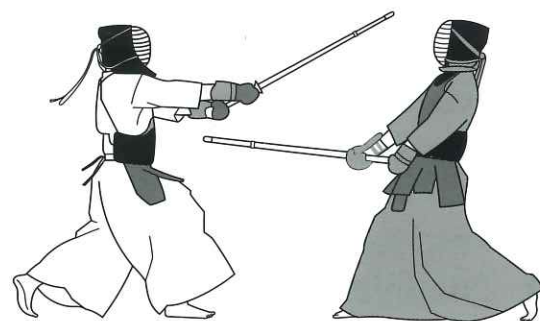
「宿泊先で引率者が異性の選手達を部屋に呼びつけ、
うち一人を転倒させてその上に倒れこんだ」
「教え子が断りづらい状況を作り出して床に座らせ、
指導やストレッチと称して腰やお尻などに必要以上
の接触を行った」
「無断で稽古風景を撮影され、望まないのに個人が特
定できる形で Facebook や Instagram に投稿して
拡散された」



ハラスメントへの対策

ハラスメント行為が発生した場合には、全剣連は既述のとおり厳正な対処を行ってまいります。
しかし、それ以上に大事なことは、ハラスメントを未然に防止することです。

剣道においては、厳しい稽古によってこそ上達できる
という考えがあり、試合に勝つことは大きな目標となりま
すが、指導者としてはその目的が「剣道の理念」における
人間形成の道にかなっているかを常に省みてください。
そして、訴えることを我慢しがちな子ども達に大きな苦痛
を強いているかもしれないことにも注意が必要です。



剣道の指導などにおいて、不適切な行為が発生する要素としては次の3点が挙げられています。

- 動 機 = 偏った勝利至上主義におちいつたり、
指導者には権威があるという意識が過剰になっている
- 機 会 = 第三者の目が届かぬ関係者だけの閉鎖的な状況である
- 正当化 = 教え子や選手のために良かれと思って取り組めば
問題ないと考えている

これらの3つの要素が重なることがないよう日頃からチェックを行い、
指導者や保護者など関係者が一体となって剣道界におけるハラスメント
を防ぎましょう。